

柏崎市役所庁舎広告付き地域情報用モニター設置 及び運用事業者募集要項

1 事業の目的

柏崎市役所（以下「本施設」という。）は、柏崎駅や文化会館アルフォーレに近接した立地をいかし、柏崎市（以下「当市」という。）のまちづくりの契機となる行政機能や市民に開かれたロビー等を備えた公共施設であり、令和2年（2020年）10月に竣工し、令和3年（2021年）1月に開庁した。

本施設では、来庁者に対して地域活性化のための企業情報、地域情報、地域活動の紹介等を適切に発信する必要がある。そのため、当市が保有する財産を有効に活用し、民間事業者等の広告を掲載することにより、新たな財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、広告付き地域情報用モニター及び関連機器等を無償で提供し、その一部を活用して広告事業を行う事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

2 施設の概要

(1) 対象施設等

ア 施設名称

柏崎市役所庁舎

イ 所在地

新潟県柏崎市日石町2番1号

(2) 開庁日及び時間帯

ア 窓口及び各執務室

新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

※月曜日及び土曜日については、一部の部署（主に市民課等）において、次のとおり窓口延長を実施する。

月曜日：午後7時まで

土曜日：午前8時30分から正午まで

イ 1階市民ロビー及び多目的室

通年で午前8時から午後8時まで開放

(3) 当市の人口及び面積

人口：75,250人（令和7（2025）年8月末日現在）

面積：442.02km²

3 事業内容

(1) 事業名

柏崎市役所庁舎広告付き地域情報用モニター設置及び運用事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

本施設において、事業者は民間企業等を広告主とした有料広告及び当市の地域情報等を発信する広告付き地域情報用モニター、関連機器及び管理用端末等（以下「モニター等」という。）を設置し、開庁時間内に投影する。モニター等の設置及び維持管理等費用については、本募集要項により選定した事業者が広告料収入等により賄うものとし、行政財産の使用料及びモニター等で使用する電気料金（以下「行政財産使用料等」という。）については、事業者が当市へ納入する。また、広告掲出料を事業者が当市へ納入する。

(3) 設置場所及び設置台数

ア 設置場所

1階市民ロビー指定箇所（別紙「設置場所予定図」参照）

イ 設置台数

（ア）広告媒体

広告媒体用ディスプレイ 42インチ以上55インチ以下 1基

（イ）地域情報等媒体

地域情報等媒体用ディスプレイ 42インチ以上55インチ以下 1基

4 設置条件等

(1) 事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、当市からの行政財産使用許可を受けて使用する方法により行う。

(2) 仕様

「柏崎市役所庁舎広告付き地域情報用モニター設置及び運用事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 設置期間

令和8（2026）年1月1日から令和12（2030）年12月31日まで

(4) 広告掲出の基準

柏崎市広告付きモニターの設置及び取扱いに関する規程（以下「設置規程」という。）及び柏崎市広告掲出に関する基準に適合すること並びに本募集要項、仕様書に適合することとする。

広告主及び広告内容については設置規程のとおり審査を行うこととし、事業者は広告内容（変更を含む。）を掲出前に当市に提出し、承認を得ること。

(5) その他

設置期間内であっても、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず設置場所の変更や広告掲出の全部又は一部を中止することがある。また、設置台数及び設置場所については、協議の上、変更となる場合がある。

5 使用料等

(1) 使用料等

事業者は、行政財産である設置場所が有する広告価値を利用する対価として、行政

財産使用料等及び広告掲出料を次のとおり支払うものとする。

ア 行政財産使用料等

新潟県柏崎市行政財産使用料徴収条例に基づき算定された額とする。

イ 広告掲出料

落札価格により決定した額とする。

(2) その他の必要経費等

設置、維持管理、撤去等に要する経費及び原状回復に要する費用については、事業者の負担とする。

6 行政財産使用における制限

- (1) 本事業に関する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。
- (2) 設置等に伴う工事については、建物への影響、安全性、来庁者への設置機器の安全性等の配慮について、事前に当市と十分に協議を行うこと。
- (3) 当市が使用許可部分を公用若しくは公共の用に供するために必要とするとき、又は契約条項に違反する行為があると認めるときは、使用許可部分を変更又は廃止（撤去）することがある。
- (4) 事業者は、契約期間が満了したときは、速やかに原状回復を行うこと。
なお、原状回復に際し、一切の補償を当市に請求すること及び既納の使用料の返還については、できない。
- (5) 当市は、事業者の責めに帰する理由に基づき、庁舎の利用に不適当な事情が発生した場合は、掲出の全部又は一部を中止させができるものとする。この場合における原状回復に關することについては、(4)に準ずることとする。

7 参加資格要件

次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札参加申込書提出期限の日から契約締結までの間に、柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領の規定による停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による廃止前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を

- もって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ウ　暴力団員であると認められる者
- エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- カ　法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- キ　法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者がいるもの
- (6) 入札参加申込書等の提出日及び開札の実施日において、令和7（2025）・令和8（2026）年度柏崎市入札参加資格者名簿のうち、「110製作・作成等－003看板・案内板等」又は「110製作・作成等－099その他の製作等」に登録されていること。また、柏崎市入札参加資格業者の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 令和4（2022）年度以降に、地方公共団体の公共施設等における同種又は類似の導入事業が2件以上あること。

8 担当部署及び問合せ先

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市総合企画部総務課総務係

電話番号 0257-21-2330

ファクス番号 0257-22-5904

メールアドレス somu-somu@city.kashiwazaki.lg.jp

9 募集要項等に係る質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出期限

令和7（2025）年10月8日（水）午後5時15分まで

イ 提出書類

別記第5号様式「質問書」

ウ 提出方法

電子メール（電子メール以外の方法は、受け付けない）

エ 提出場所

「8 担当部署及び問合せ先」のとおり

オ 質問における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

（ア）本募集要項等及び本事業の実施に係る内容以外のもの

(イ) 上記ア、イを遵守しないもの

(2) 質問書に対する回答

令和7（2025）年10月10日（金）午後5時15分までに、市ホームページに掲載する。また、質問者名（事業者名）については、公表しない。

なお、事業者選定に公平性を保てないと判断した内容については、回答しない。

10 入札参加申込書等の提出

(1) 提出期限

令和7（2025）年10月21日（火）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出書類

ア 別記第1号様式「入札参加申込書」

イ 別記第2号様式「誓約書」

ウ 別記第3号様式「入札書」

エ 別記第4号様式「業務実績書」

オ 会社の概要が分かるパンフレットなど

※パンフレットなどがない場合は、別記第1号様式「入札参加申込書」の「会社概要」に記載すること。

(3) 提出方法

ア 一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

イ 入札書を内封筒に入れて封かんし、表側に「件名」及び「入札書在中」と朱書きするものとし、「開札日」及び「商号又は名称」を記載するものとする。

ウ イの郵送用の外封筒は、宛名を当該入札執行課名とし、表側に「入札参加申込書等在中」と朱書きするものとし、表側又は裏側に「開札日」及び「住所、商号又は名称」を記載して郵送しなければならない。

エ 1通の中封筒に、2枚以上の入札書を封かんしてはならない。

※別紙「封筒記入例」を参照すること。

(4) 提出場所

「8 担当部署及び問合せ先」のとおり

(5) その他

ア この入札に係る一切の経費については、参加者の負担とする。

イ 当市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合がある。

11 入札方法等

(1) 入札書の記載方法

ア 入札書については、別記第3号様式「入札書」によるものとする。

イ 落札決定については、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とする。

ウ 入札書に記載する金額については、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。（消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税

者であるかを問わず。) また、下段には積算内訳として各区分の支払額を記載すること。

エ 入札書に記載する日付については、開札年月日（令和7（2025）年10月22日）とする。

オ 入札に当たっては、非公開の最低落札価格が設定されている。

カ 行政財産使用料等については別途徴収するため、入札金額に含めないこと。

(2) 入札保証金

入札保証金については、新潟県柏崎市財務規則（昭和39年規則第10号）第157条第2号により免除する。

(3) その他

ア 提出された入札書については、理由のいかんを問わず、書換え、引換え及び撤回することはできない。

イ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行わないこと。

ウ 入札を公平に執行できないおそれがある等特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

エ 入札書に記載する金額については、桁ずれ等誤りのないようにすること。

※金額を訂正した入札については、無効となる。

12 落札者の決定方法及び契約手続等

(1) 決定方法等

ア 提出された書類の審査を行い、「7 参加資格要件」に定める資格をいずれも満たしている者を選定対象者とする。

イ 選定対象者のうち、当市が定めた最低落札価格以上で、かつ、最高価格で有効な入札をした者を落札者とする。

なお、最高価格で同価の入札をした者が2者以上ある場合は、抽選により落札者を選定する。抽選方法は、くじ番号による自動決定方式とする。詳細については、別紙「くじ番号による抽選方法について」を参照すること。

ウ 開札については、令和7（2025）年10月22日（水）午前11時から、柏崎市総合企画部総務課において行う。開札後、落札者のみに結果を通知する。

エ 落札者の決定後、ホームページにて落札者名を公表する。

(2) 契約の締結

ア 落札者は、当市が定める期日までに市が提示する契約書の内容を確認の上、契約を締結するものとする。

イ 契約の締結及び履行による費用については、全て落札者の負担とする。

ウ 契約の締結については、入札に参加の申込みをした者の名義で行う。

(3) 契約保証金

契約保証金については、免除する。

(4) 広告掲出料及び行政財産使用料等の納付

広告掲出料及び行政財産使用料等の納付については、毎年度当市が指定する納入通

知書により、当市が指定する期限までに納付するものとする。

(5) 事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定の取消しをする場合がある。

- ア 正当な理由なくして指定する期日までに、契約の手続に応じなかった場合
- イ 事業者に決定した者が入札者の資格を喪失した場合
- ウ 仕様書の記載内容等に適合しないことが判明した場合

1 3 スケジュール

内容	期間
公告	令和7（2025）年10月1日（水）
質問書の提出	令和7（2025）年10月8日（水）午後5時15分まで
質問書に対する回答	令和7（2025）年10月10日（金）午後5時15分まで
入札参加申込書等の提出	令和7（2025）年10月21日（火）午後5時15分まで
開札	令和7（2025）年10月22日（水）午前11時